



秋田県公報

目次

告示	ページ
生活保護法による医療機関の指定(五八三・福祉政策課)……………	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五八四・福祉政策課)……………	2
平成十六年度家畜商講習会の実施(五八五・中央家畜保健衛生所)……………	2
土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(五八六・都市計画課)……………	2
道路の供用開始(五八七・道路環境課)……………	2
道路区域の変更(五八八・道路環境課)……………	3
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	3
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	3
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平)	3

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
鍛冶町さいた薬局	株式会社斉太薬局代表 取締役	横手市鍛冶町一番一号	調剤薬局	平成十六年六月一日
六郷さいた薬局	株式会社斉太薬局代表 取締役	仙北郡六郷町六郷字馬町六十番地	調剤薬局	平成十六年六月一日
神岡歯科診療所	佐藤 聡	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下二十六 二	歯科、小児科、矯正歯 科、歯科口腔外科	平成十一年六月十五日

告 示

鹿地域振興局農林部)……………	3
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件……………	4
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(八九)……………	6
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九〇)……………	7
政治団体の解散の届出(九一)……………	8
政治団体の収支に関する報告書(九二)……………	8
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(九三)……………	9
政治団体の収支に関する報告書(九四)……………	9
企業局公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施……………	10
その他	
平成十六年度行政書士試験の実施……………	11

秋田県告示第五百八十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百八十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鍛冶町さいた薬局	鍛冶町さいた調剤薬局有限 会社代表取締役	横手市鍛冶町一番一号	平成十六年五月三十一日
六郷さいた薬局	有限会社六郷さいた薬局代 表取締役	仙北郡六郷町六郷字馬町六十	平成十六年五月三十一日
神岡歯科診療所	菊 地 功	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下二十六の二	平成十一年六月十四日

秋田県告示第五百八十五号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、次のとおり平成十六年度家畜商講習会を実施するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第百五十二号）第一条の二第一項の規定に基づき、公示する。
 平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 講習会の日時及び場所

(一) 日時 平成十六年九月一日及び九月二日午前九時から午後五時まで

(受付開始時刻は午前八時三〇分)

(二) 場所 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 秋田県中央家畜保健衛生所

二 講習会の内容

(一) 家畜の取引に関する法令

(二) 家畜の品種及び特徴

(三) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病

三 受講対象者

昭和三十七年四月一日以後に行われた家畜商法の規定による講習会を受講し、修了証明書の交付を受けている者以外の者で、今後家畜の取引を営もうとする者であること。

四 受講申込書の受付

(一) 場所 住所地を管轄する家畜保健衛生所

(二) 期日 日曜日及び土曜日を除き、平成十六年八月六日（金）から同年八月十八日（水）午前八時三〇分から午後五時まで。

五 講習手数料

(一) 金額 三千四百円

(二) 納付方法 受講申込提出の際、秋田県証紙により納付すること。

六 その他

(一) 家畜商講習会受講申込書の様式は、各地域振興局農林部及び各家畜保健衛生所並びに各市役所及び各町村役場に問い合わせること。

(二) 講習会の受講者は、講習会の当日、印鑑及び筆記用具を持参すること。

秋田県告示第五百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、能代都市計画事業長崎地区土地区画整理事業施行者能代市長豊澤有兄から土地区画整理事業施行地区内の土地について平成十六年六月二十二日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。
 平成十六年七月九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百九十八号	湯沢市字下山谷一〇七番七から湯沢市裏門三丁目四一番六まで

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百九十八号	湯沢市字下山谷一〇七番七から裏門三丁目四一番六まで	一〇・五〇〇二五・五〇〇	〇・五〇二
			三百九十八号	"	一〇・五〇〇三一・〇〇〇	〇・五〇二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年七月九日から同月二十二日まで

土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年五月十七日認可したので同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年七月九日

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡西木村土地改良区から次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき)公告する。
 平成十六年七月九日

退任理事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町角館東前郷字前野六十七番地

秋田県知事 寺田典城

藤川喜八郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大森

二 供用開始の期日 平成十六年七月九日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年七月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第五百八十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年七月九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十六年七月九日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(大平地区単小規模土地改良事業)計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十六年七月十二日から同年八月九日まで

三 縦覧場所 横手市役所

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
ロータリー除雪車(二・二メートル級) 一台
- (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十六年十一月十九日(金)

(三) 納入場所

秋田県由利地域振興局建設部

(四) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十六年六月二十五日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 2の資格に係る申請

(1) 2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十七日(火)までに提出すること。

(2) 2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十七日(火)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月九日(金)から同年八月三日(火)までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十日(火)午後一時三十分

四 秋田県庁地下一階管財課入札室

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

概要

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary Snowplow (2.2 meter wide class)

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 10 August, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita

prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月九日

平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

凍結防止剤散布車(三トン級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十一月十九日(金)

(四) 納入場所

秋田県仙北地域振興局建設部

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

凍結防止剤散布車(三トン級) 一台 平成十六年七月ころ

(六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十六年六月二十五日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十七日(火)までに提出する

こと。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年七月九日(金)から同年八月三日(火)ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十日(火)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三ま

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定することによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Material Spreader (3 ton class)

2 Time-limit of tender : 1:45 P.M. 10 August, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
 - (二) 凍結防止剤散布車(三トン級) 一台
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十六年十一月十九日(金)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県平鹿地域振興局建設部
 - (九) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
 - (十) 平成十六年六月二十五日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (五) (一)の資格に係る申請
 - (六) (二)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十六年七月二十七日(火)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - (二) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (三) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (四) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - (五) 秋田県の休日を含め、平成十六年七月九日(金)から同年八月三日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - (一) 平成十六年八月十日(火)午後二時
 - (二) 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - (三) 入札保証金
 - (四) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

で規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - (二) 日本語及び日本国通貨
 - (三) 入札の方法
 - (四) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (五) 入札の無効
 - (六) 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (七) 落札者の決定方法
 - (八) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
 - (九) 契約書作成の要否 要
 - (十) 提出書類等
 - (十一) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (十二) その他
 - (十三) 詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Material Spreader (3 ton class)
 - 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 10 August, 2004
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平

成十六年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党若美町支部	加藤 保廣	渡部 喜代文	南秋田郡若美町本内字屋敷下百二十四番地一	自由民主党		平成十六年六月九日

秋選管告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十六年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次とおり届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内容	届出年月日
自由民主党秋田県石油政治連盟支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県石油政治連盟支部	平成十六年六月一日
自由民主党秋田県石油販売業支部	旧	自由民主党秋田県石油販売業支部	平成十六年六月一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容	届出年月日
日本遺族政治連盟秋田県本部	代表者	仲沢 誠也	平成十六年六月一日
佐藤洋輔後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市八幡平字松館四十六番地	"
秋田県獣医師政治連盟	会計責任者	利部 征夫	平成十六年六月二日
橋本五郎後援会	代表者	高橋 重晴	"
		倉知 武志	
		鹿角市花輪字六月田九十一番地	
		佐々木 満	
		旧	

たかの昭次後援会	主たる事務所所在地	大曲市丸の内町二番十四号	大曲市中通町八番三十七号	平成十六年六月三日
	会計責任者	上田光郎	伊藤栄助	
伊藤祐悦後援会	代表者	富士國太郎	渡部政三	"
	会計責任者	伊藤則雄	富士國太郎	
税理士による野呂田芳成大館後援会	主たる事務所所在地	大館市根下戸町2番1号	大館市字古川町三十八番地九	平成十六年六月四日
	代表者	米澤 實	東海林 正隆	平成十六年六月十日
秋田県中小企業団体政治連盟	政治団体の名称	豊かな大地を育む会	大曲の明日を考える会	平成十六年六月二十九日
	会計責任者	上田光郎	伊藤栄助	

秋選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十六年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月九日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
平沢けんじ大住地区後援会	平成十六年五月三十一日	平成十六年六月三日
平沢けんじ牛島地元後援会	平成十六年五月三十一日	平成十六年六月三日
岡田曙後援会	平成十六年六月十一日	平成十六年六月十一日
佐藤慶治後援会	平成十六年四月三十日	平成十六年六月十一日

秋選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年七月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
1 収入及び支出のある団体
その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
平沢けんじ大住地区後援会	平成16年6月3日
平沢けんじ牛島地元後援会	"

国田 彌彦 謹啓	平成16年6月11日
片瀬 隆 謹啓	〃

秋選管告示第九十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年七月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

高野 昭次	大曲市長 （候補者とな る者）	豊かな大地を育む会	資金管理団 体の名称	異動事項	内 新	容 旧	届出年月日
							平成十六年六月二十九日

秋選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基
 づき、次のとおりその要旨を公表する。
 平成十六年七月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 1 種類 平成16年6月30日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定に
 による報告書
- 2 報告書の要旨（平成14年分）

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		前年からの繰越額	翌年への繰越額	収入項目別金額の内訳														
		収入総額	支出総額			党費・会費					寄附					事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	本年の収入額
						金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)	政党匿名寄附								
岡田曜後援会	昭16.6.11	円 5,000	円 5,000	円 0	円 0	円	人	円 5,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 5,000

支出項目別金額の内訳													合計				
経常経費					政治活動費								合計	うち交付金支出			
人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙関係費	機関誌の発行その他の事業費			調査費	寄附金	その他の経費					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			2,000	2,000			3,000								3,000	5,000	

企業局公告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年七月九日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - パーソナルコンピュータ 三十台
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十六年八月二十三日(月)
 - (四) 納入場所
 - 秋田県企業局
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
 - (二) 秋田県企業局総務課総務班(電話〇一八 八六〇 五〇一一)
 - 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月九日(金)から同月二十日(火)までの期間、随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所
 - 平成十六年七月二十三日(金)午後一時三十分
 - 秋田県庁第二庁舎六階企業局第一会議室
 - 入札保証金
- 六 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号。以下「規程」という。)第五十八条から第六十一条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法

- (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規程第六十四条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

そ の 他

- 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十六年度行政書士試験を次のとおり実施する。
平成十六年七月九日
財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内 祐 司
- 一 試験期日
平成十六年十月二十四日(日)午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
秋田市手形学園町一番一号 秋田大学手形キャンパス
- 三 試験の科目及び方法
(一) 試験の科目
(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等
ア 出題数 四十題
イ 内容等 行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成十六年四月一日現在施行されているものに関し出題する。

配 布 期 間	配 布 場 所	(2) 一般教養 出題数 二十題
		(2) 試験の方法 試験は、筆記試験によって行う。 1) 試験は、筆記試験によって行う。 2) 出題の形式は、(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式とする。 四 受験手続 (一) 受付期間 平成十六年八月四日(水)から同月三十一日(火)まで (二) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること(あて先は、印刷済)。平成十六年八月三十一日の消印があるものまで受け付ける。 (三) 提出書類 受験願書一式 (四) 受験手数料 七千円 納付方法については、試験案内を参照のこと。 (五) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所 (1) 郵送配布 郵送を希望する方は、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角二号・A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのもの(を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、あて先まで郵便で請求すること(平成十六年八月二十五日(水)までに必着のこと。))。
配 布 期 間	配 布 場 所	(2) 窓口配布
平成十六年八月二日(月)		
配 布 期 間	あ て 先	平成十六年八月二日(月)から同月二十五日(水)まで
		郵便番号一〇〇 八八七九 東京中央郵便局留 財団法人行政書士試験研究センター

から同月三十一日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

平成十六年八月二日(月)から同月三十一日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

東京都千代田区日比谷公園一番三号市公会館
一階 財団法人行政書士試験研究センター

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県総務部総務課

鹿角市花輪字六月田一番地 秋田県鹿角地域振興局総務企画部

北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 秋田県北秋田地域振興局総務企画部

大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所

能代市御指南町一番十号 秋田県山本地域振興局総務企画部

秋田市山王四丁目一番二号 秋田県秋田地域振興局総務企画部

本荘市出戸町字水林三百六十六番地 秋田県由利地域振興局総務企画部

大曲市上栄町十三番六十二号 秋田県仙北地域振興局総務企画部

横手市旭川一丁目三番四十一号 秋田県平鹿地域振興局総務企画部

湯沢市千石町二丁目一番十号 秋田県雄勝地域振興局総務企画部

平成十六年八月二日(月)から同月三十一日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

秋田市山王四丁目四番十四号秋田県教育会館
四階 秋田県行政書士会

(六) 財団法人行政書士試験研究センター以外の配布場所においては、備え置いた試験案内及び受験願書の数に限りがあるため、配布できない場合がある。
連絡先
財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 ○三 五二五一 五六〇〇

五 特例措置の実施

身体機能が著しい障害のある方については、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立って四(六)へ早めに相談すること。

六 合格者の発表の日時及び方法

(一) 日時
平成十七年一月十三日(木)午前九時
(二) 方法
財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

発行者 秋 田 県

印刷所

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-8766
E-mail: matsubarasatsu@nifty.com

